

# 1 社会生活基本調査とは？

## 国民の時間の過ごし方と 過去1年間の活動状況に関する調査です

わたしたちが、限られた1日の時間をどのように使っているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。



## 調査結果は行政施策の立案に幅広く活用されます

調査結果は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、男女共同参画社会の形成など、国民の豊かな社会生活に関する各種行政施策に欠かすことのできない重要な資料となります。

## 社会生活基本調査のはじまり

社会生活基本調査の第1回調査は、昭和51年10月1日に実施されました。当時は、第1次石油危機を経て日本経済が高度成長期から安定成長期へと移行を始めた時期であり、国民の意識も金銭的・物質的な面ばかりでなく、生活の質的向上や精神的充実へと向けられるようになった時期です。

社会生活基本調査は、このような状況の中で、生産・所得・雇用などの分野に比較して統計が十分でなかった国民生活の質的側面の充実を明らかにすることを目的として開始されたものです。

## 国の法律に基づく調査です

社会生活基本調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法(平成19年法律第53号)という法律により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

## この調査は報告の義務があります

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときの罰則を定めています。

## 個人情報 は 厳重に 保護 されます

統計を作成・分析する目的以外で調査票を使用したりすることは、統計法により固く禁止されています。

インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。



## 統計法で定められていること

統計法では、基幹統計調査について、正確な統計を作成するために次のようなことが定められています。

- ① 調査への回答義務(報告義務)
- ② 調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得たことを他に漏らさないようにする義務(守秘義務)
- ③ 調査票を統計の作成・分析の目的以外に使用しないこと
- ④ 上記①から③に違反した場合の罰則